

基幹相談支援センター設置に向けた 市町村への支援状況

熊本県における基幹相談支援センター設置に向けた市町村への支援状況

1 令和6年度（2024年度）熊本県基幹相談支援センター設置促進事業

（1）基幹相談支援センター市町村担当者向け研修会

基幹相談支援センターの重要性やその機能（法改正の内容）について共通認識を持つことができるよう、県内市町村の担当者向けに研修会を開催。

研修会名	令和6年度基幹相談支援センター市町村担当者向け研修会	
開催日・場所	令和6年10月2日（水）・県庁防災センター	
参加者	47名（38市町村）	
研修内容		講師
県内の基幹相談支援センター設置状況及び法改正等の動向【55分】		熊本県障がい者支援課
八代圏域における基幹相談支援センター設置までの取組【30分】		八代市障がい者支援課
実践報告（設置形態、活動内容、地域の人材育成等） ○熊本市の障がい者相談支援センターの役割【20分】		熊本市障がい者相談支援センター絆
○宇城圏域基幹相談支援センターについて【30分】		宇城圏域障がい者基幹相談支援センターきょうせい 宇土市福祉課

（2）アドバイザーによる市町村に対する個別の助言等

基幹相談支援センターの設置及び機能充実に関し、専門的かつ実践的な助言等を行うアドバイザーの派遣等を実施。（従前からの継続事業）

開催日	対象市町村	主な説明・意見交換事項
令和6年 8月28日（火）	合志市	・基幹相談支援センターの法改正概要、業務内容 ・宇城圏域基幹相談支援センターの概要、宇城圏域における相談支援体制整備の取組実績
令和6年 12月19日（木）	苓北町	・熊本市の基幹相談支援センターの設置状況、人員体制、業務内容等 ・基幹相談支援センターと地域包括支援センターとの連携状況
令和7年 1月29日（水）	八代圏域 （事務局：八代市）	・宇城圏域の基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の取組 ・モニタリング検証の具体的な手法
令和7年 2月12日（水）	阿蘇圏域 （事務局：小国町）	・基幹相談支援センターの法改正概要、業務内容 ・宇城圏域基幹相談支援センターの設立経緯、受託法人の選定方法、予算状況等

2 市町村担当者向けのアンケート

障害者総合支援法の改正により、基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務となり、都道府県においても広域的な見地からの市町村支援が努力義務となったことから、県と市町村間の連携した取組が重要となっていることを踏まえ、まず各市町村の現状や課題を把握するため、市町村担当者に対してアンケート調査を実施。

○調査時期：令和6年12月～令和7年1月

○アンケートから見えてきた課題

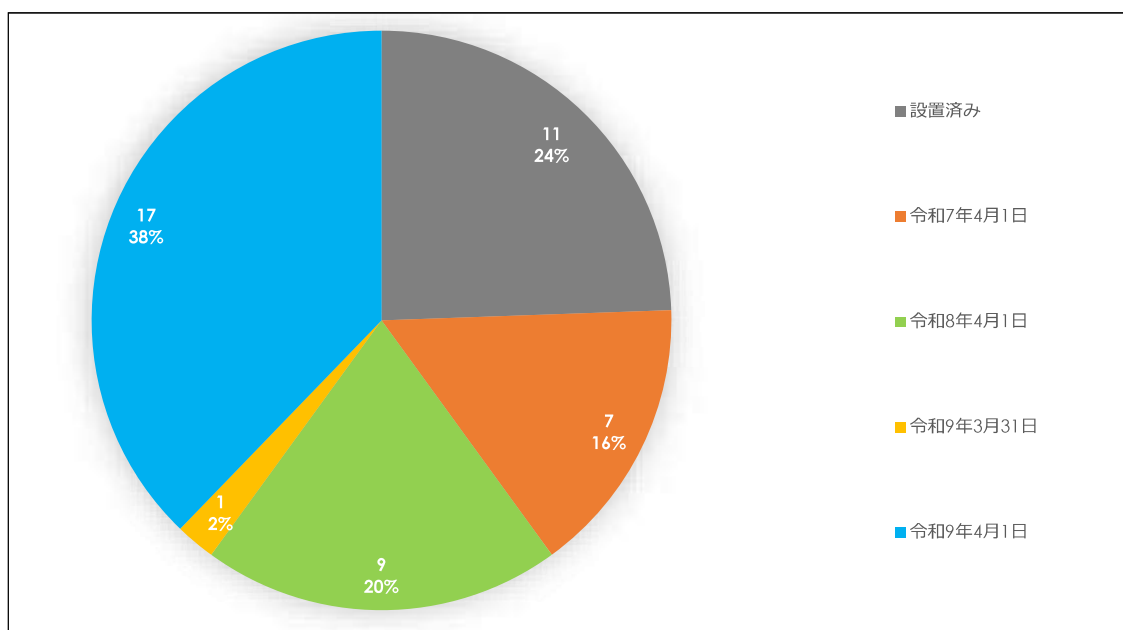
- ・第7期障害福祉計画策定に係る国の基本指針において、「令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図るための体制を確保することを基本とする」とされたことを踏まえ、各市町村が策定した障害福祉計画においても計画期間内の基幹相談支援センターの設置について盛り込まれたところであるが、アンケート調査では、17市町村が「令和9年4月1日設置予定」と回答し、18市町村が「検討事項や課題が多く、計画の進捗が芳しくない」と回答。計画期間1年目の現時点において障害福祉計画の進捗に遅れが生じている。
- ・市町村が抱える課題として目立つのは、地域の中核的な相談支援事業所や主任相談支援専門員等の基幹相談支援センターを担うことができる人材の不足。
- ・その他、基幹相談支援センター設置や機能充実のための財源の確保、圏域設置における関係市町村間の調整等が難航していると思慮される。

基幹相談支援センターに関する アンケート結果（抜粋）

1

基幹相談支援センターについて（設置予定時期）

現時点の基幹相談支援センターの設置予定年月日をお答えください。

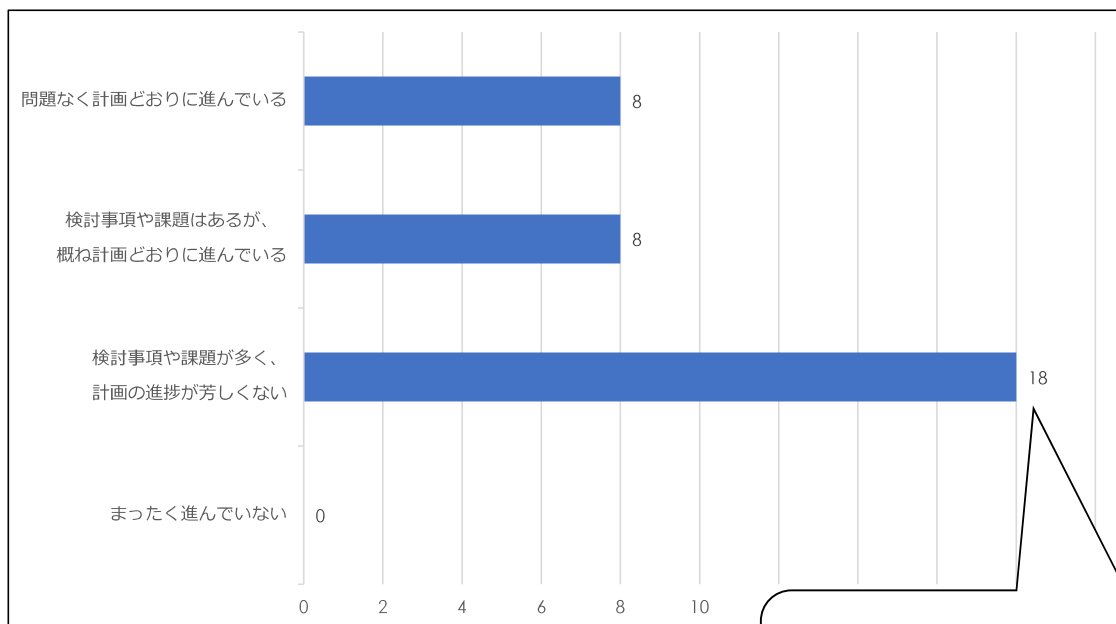


2

基幹相談支援センターについて（設置に向けた進捗）

【未設置の34市町村にお伺いします。】

設置に向けた検討や取組について、障害福祉計画の進捗状況をお答えください。



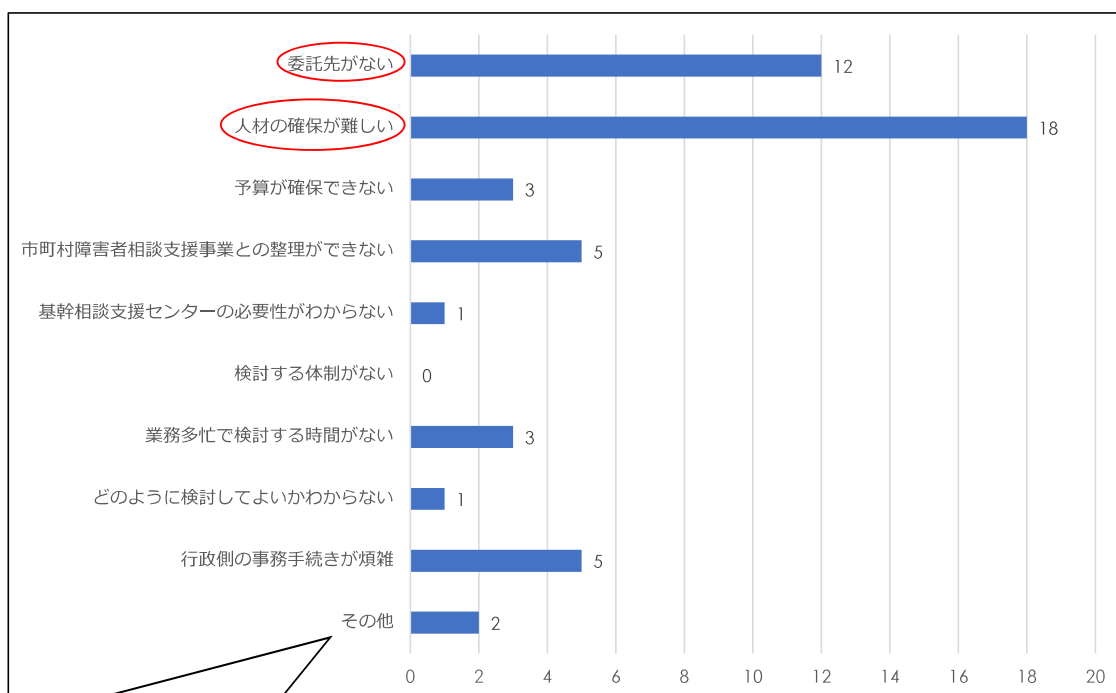
令和9年4月1日に設置予定と回答した市町村のほとんどが計画の進捗に遅れが生じていると回答。

3

基幹相談支援センターについて（設置検討の課題）

【「問題なく計画どおりに進んでいる」以外を選択した26市町村にお伺いします。】

検討事項や課題の内容について該当するものをお答えください。※複数選択可



・圏域で共同設置予定のため、要綱等の内容を検討する必要があり時間がかかっている
・圏域での設置を目指し協議しているが、委託法人や委託方法等の具体的な進展がない

4

基幹相談支援センターについて（意見・要望等） 1 / 2

基幹相談支援センターの設置や機能の充実に関して困っていること、県や国にサポートしてほしいこと、その他要望等お伝えしたいことがあれば記入してください。

- ・国及び県には、基幹相談支援センター等機能強化事業費補助金の補助率通りの交付をお願いしたい。センターの支援体制を整えるためには相談員の数が必要であるが、そのためには委託料も高額となってくる。市町村財政が厳しい中、基幹相談支援センター設置が努力義務化され、本圏域でも次年度から設置することとしたが、委託料も新たに発生することになり非常に苦しい状況となっている。
- ・基幹相談支援センターの設置においては国の計画で設置が努力義務となり、今後の障がい福祉施策には必要なものであると思う。しかし一方で報酬改定などによる障がい福祉サービス利用に対する扶助費の増加など市の財政は厳しい状況にあるため今後のセンター機能の充実に関して国や県からの補助金は非常に重要なものになる。よってセンター設置や機能充実に対する補助金等の負担割合（国1/2、県1/4）は確実に補助していただきたい。
- ・基幹相談支援センター業務に係る補助金（地域生活支援事業補助金、重層的支援体制整備事業補助金）の国1/2、県1/4が確実に補助されるようお願いする。
- ・基幹センターの設置にあつては以降恒久的に運営費用が発生するため、必要性を含め検討を進めてきたが、報酬体系の改正等からも、設置は努力義務としながらも実質義務に近いものを感じる。それにもかかわらず地域生活支援事業補助金は基幹センター機能強化事業を含まない現状においても国県を合わせて50%を既に切っており、人口減少、財政難の状況にある市町村、圏域において財政的に大変厳しいと感じている。基幹センター設置をこのように推し進めるならば、補助率のとおり補助が可能となる予算建てを是非お願いしたい。また、一人事業所も多く介護業界の人材が枯渇している中、エース級の職員を現場から外して本事業を行うことにメリットばかりがあるものとも思えないのが正直なところであり、実際に機能強化事業に該当するだけの業務を担わせるには、それなりに人材が必要となることから、受託できる事業所があるのか、という点でも頭を悩ませているところ。人口減少の中で、貴重な人材をこの事業に割くのであれば、県単位での設置等を検討するなどもっと効果的な方法を検討する余地はなかったのかと疑問に思う。また、単独市町村単位では基幹センター設置を検討することができず、圏域設置を目指しているが、その方法について手探り状態であったことが一番悩ましい。地方自治法による共同設置に該当しないためにはどうしたらいいのか、（直営でなく委託で事業を行う場合、共同設置とすると委託のためだけの設置となり実益が無いと感じる。）など、実際の方法論など早くから展開があると大変ありがたかったのでは、と感じる。
- ・人材が不足している。また、費用について、機能強化事業分は地域生活支援事業補助金内で補助いただいていると認識しているが、予算内での措置となっており、自治体持ち出しが多くなっているため設立の弊害となっているように思う。

5

基幹相談支援センターについて（意見・要望等） 2 / 2

- ・基幹相談支援センターは業務の複雑性から担う人材に限られており、計画相談に委託する以外の方法はまず難しい。しかし、計画相談員自体が不足している現状があり、委託候補先も基幹センターの必要性は理解しているものの人材が揃わないというのが現状。検討体制は整っており、検討会議の中に委託候補先の相談員も交えて議論しているが、上記のような状況から議論が前に進まないというのが実情。今後も候補先に相談員の増員をお願いしながら進めていくことになると思う。
- ・圏域設置予定だが、委託方法について受託先との協議が進まないことと、人材確保の課題がある。複数の事業所に委託している自治体の詳細の情報が欲しい。
- ・相談員の適切な人数がわからない。相談対応だけでなく、機能が多岐にわたるので足りないと感じている。
- ・人材不足。基幹相談支援センターを設置する際のおおよそ一般的な過程を示してほしい（事業所に委託する場合の入札の流れ等）。
- ・既設置市町村の設置状況や設置体制のより詳しい情報や明確な設置までのプロセス、指標等があれば良い。
- ・事業所向け説明会の開催（基幹相談センターの必要性等）
- ・他市町村の好事例の情報提供をお願いしたい。
- ・設置費用や運営体制づくり、フォローアップ等への継続的な支援が必要ではないかと思う。
- ・圏域で設置予定であるが、圏域内の市町村で足並みを揃え、検討していくことのハードルが高い。基幹相談支援センター設置までの検討事項や課題が多く、通常業務をしながら、設置に向けた作業の時間を確保することにも困難さがある（特に幹事市町村となった場合）。

6